平成２６年（フ）第３８０２号
東京都大田区久が原２丁目20―９―202
債務者　神田　佳祐
1　決定年月日時　平成26年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月24日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月24日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３８０３号
東京都墨田区業平１丁目７―13―203
債務者　須田　　登
1　決定年月日時　平成26年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月24日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月24日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３８０４号
神奈川県秦野市堀西1002―４
債務者　高橋　浩司
1　決定年月日時　平成26年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月24日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月24日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３８１０号
東京都足立区西新井２丁目28―10―201
債務者　鈴木直穂子
1　決定年月日時　平成26年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月24日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月24日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３８１８号
東京都府中市紅葉丘１丁目28―２　紅葉丘アパート２号棟103
債務者　大久保優有紀
1　決定年月日時　平成26年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月24日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月24日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３８１９号
千葉県印西市高花１丁目６―12―303
債務者　金澤　親治
1　決定年月日時　平成26年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月24日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月24日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３８２０号
千葉県印西市高花１丁目６―12―303
債務者　金澤美智代
1　決定年月日時　平成26年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月24日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月24日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３８２１号
東京都北区赤羽３丁目20―５
債務者　金子　一豊
1　決定年月日時　平成26年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月24日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月24日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３８２２号
東京都板橋区大原町14―15―403
債務者　松井　繁樹
1　決定年月日時　平成26年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月24日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月24日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３８２３号
東京都墨田区京島１丁目10―12
債務者　松原　李佳（旧姓中野）
1　決定年月日時　平成26年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月24日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月24日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３８２４号
埼玉県日高市大字下鹿山494　こま川団地３街区３棟302
債務者　林　加世子
1　決定年月日時　平成26年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月24日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月24日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３８２５号
東京都墨田区太平４丁目22―６　第２石井ビル401
債務者　松原　好男
1　決定年月日時　平成26年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月24日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月24日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３８３１号
埼玉県川越市石原町２丁目53―29
債務者　加藤　敏子
1　決定年月日時　平成26年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月24日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月24日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３８３２号
神奈川県横須賀市森崎３丁目４―Ｇ―15
債務者　田中　和実
1　決定年月日時　平成26年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月24日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月24日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３８３３号
神奈川県横須賀市森崎３丁目４―Ｇ―15
債務者　田中知恵美（旧姓市川）
1　決定年月日時　平成26年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月24日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月24日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３８３７号
千葉県千葉市若葉区貝塚町374―11　フルールⅢ番館101号
債務者　小山　哲平
1　決定年月日時　平成26年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月24日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月24日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部